

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、平成18年4月24日に「松浦川水系河川整備基本方針」が、平成18年11月1日に「嘉瀬川水系河川整備基本方針」が、平成21年2月9日に「六角川水系河川整備基本方針」がそれぞれ策定されました。

基本方針を策定した河川については、中期的（概ね20年～30年程度）な具体的整備内容を示す「河川整備計画」の策定も必要であるため、平成19年10月16日に「嘉瀬川水系河川整備計画」を、平成21年7月21日に「松浦川水系河川整備計画」を、平成24年8月16日に「六角川水系河川整備計画」をそれぞれ策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施しています。

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会は、それぞれの河川整備計画に基づき実施される事業について、その後の流域内の社会情勢の変化や地域の意向、事業の進捗状況や今後の見通しなどを適切に反映できるよう、その専門的知見より審議いただき、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して河川管理者に対しご意見をいただく場として設置するものです。

（参考）河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。